



わかるるる

- 令和2年度決算を認定
- 令和3年第3回阿蘇市議会定例会報告 P2～P7
- 阿蘇広域行政事務組合令和2年度決算 P7
- 総務常任委員長報告 P8～P9
- 文教厚生常任委員長報告 P10～P11
- 経済建設常任委員長報告 P12～P13
- 10人の議員が市政を問う
一般質問 P14～P19
- 議会活性化特別委員会中間報告 P19
- 阿蘇市議会活動状況 P20

目次



過去の「わかるるる」もご覧いただけます
(通信料が発生します)

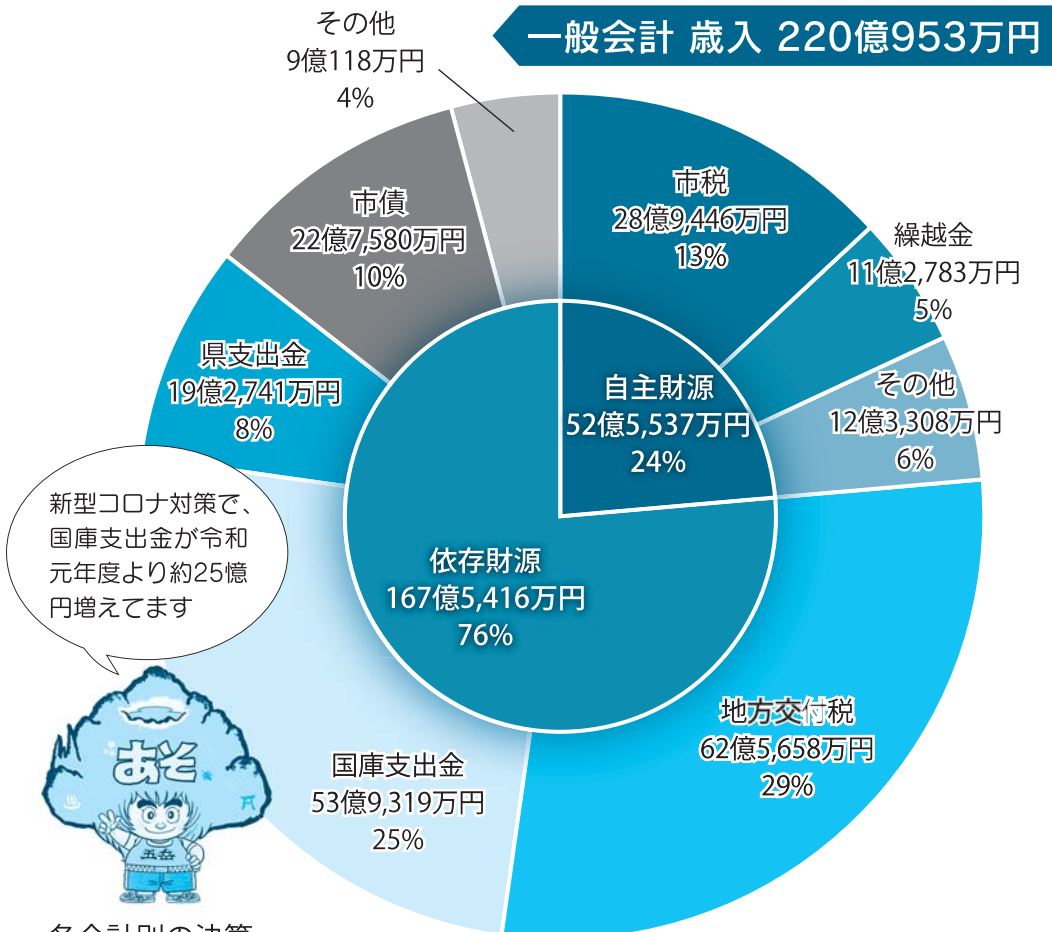
令和3年第3回（9月）定例会を、9月3日から9月22日までの20日間の会期で開催し、報告2件、承認2件、条例4件、予算12件、決算12件、同意1件、その他6件、計39件を審議しました。

令和2年度の決算は、各常任委員会に付託し、詳細な審査を行った後、本議会で認定しました。

自主財源、依存財源？

自主財源…阿蘇市が自主的に徴収することができる収入です。

依存財源…地方交付税など、国や県から交付され割り当てられる収入のことです。



長期化する新型コロナウイルス感染症の影響は？

令和2年度決算を認定

各会計別の決算

会 計	収 入	支 出	差し引き額	
一 般 会 計	220億953万円	206億7,241万円	13億3,712万円	
特 別 会 計	阿蘇山観光事業	6,828万円	6,828万円	0
	下水道事業	8億257万円	7億5,499万円	4,758万円
	国民健康保険事業	36億8,166万円	35億9,819万円	8,347万円
	介護保険事業	36億1,051万円	33億6,277万円	2億4,774万円
	後期高齢者医療事業	4億6,736万円	4億5,691万円	1,045万円
	坂梨財産区	2,015万円	1,014万円	1,001万円
	古城財産区	822万円	420万円	402万円
	中通財産区	2,597万円	1,357万円	1,240万円
	宮地財産区	4万円	2万円	2万円
合 計	306億9,429万円	289億4,148万円	17億5,281万円	

・企業会計

区 分	水道事業会計	病院事業会計
収益的収入（税抜）	4億6,244万円	29億4,533万円
収益的支出（税抜）	4億2,339万円	24億8,646万円
資本的収入（税込）	2億1,387万円	2億9,089万円
資本的支出（税込）	4億148万円	4億4,250万円

※掲載する表やグラフは四捨五入により合計が一致しないものがあります。

決算に関する主な議案質疑

(9月7日)

観光客誘致活動の推進

問 新型コロナウイルスの影響を受けながら、日帰り観光客の誘致目標570万人に対し308万人で54%の達成率となっている。日帰り観光客はどのよう集計しているのか。

答 四半期ごとに主要観光施設を対象とした入込客数の調査を実施し、算出しています。

地域公共交通の維持確保

問 地方バス運行等特別対策事業は毎年実績額が増えているが、バスの利用者は減少している。乗合タクシー運行事業のほうを充実させるべきではないか。

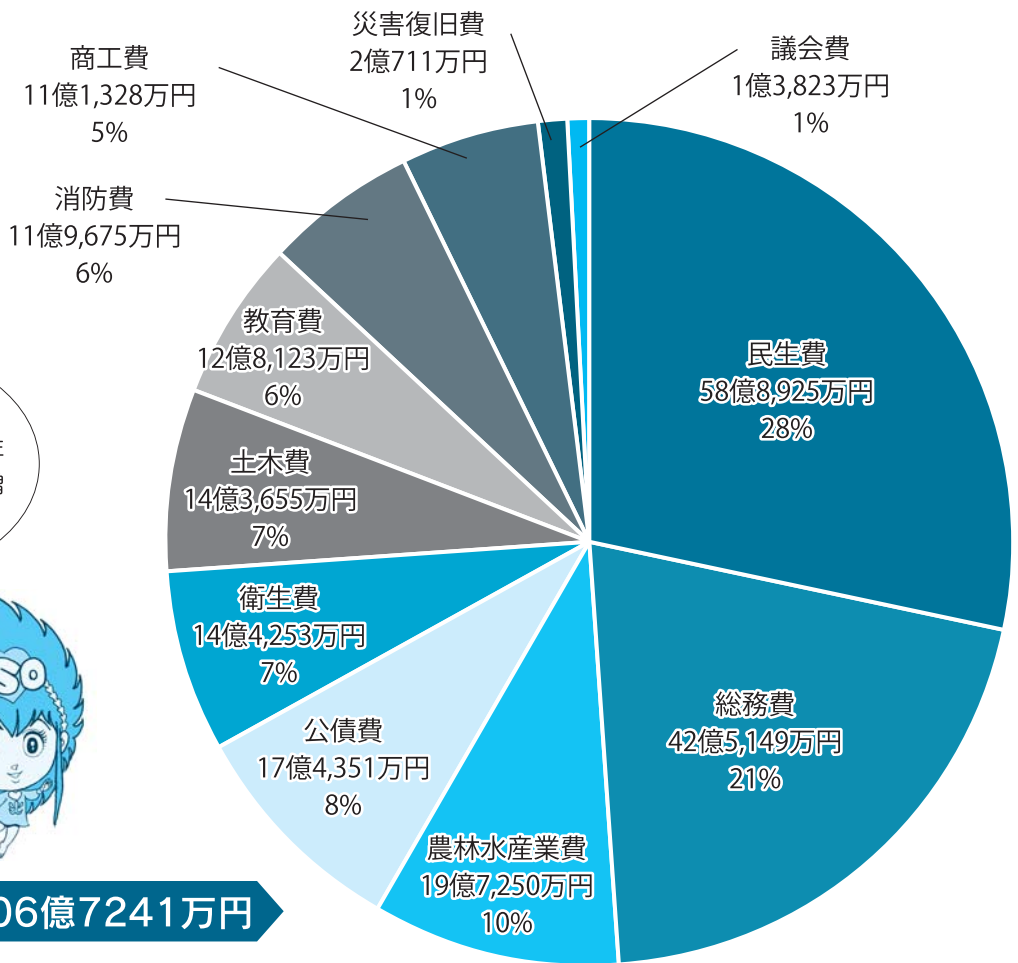
答 地域の実情にあった交通体系の見直しを現在進めています。

農業生産基盤の整備促進

問 多面的機能支払交付金事業補助金について、災害後の対象面積の訂正は行われているのか。

答 水害や地震等で多少農用地が減少していますが、この減少分の調整については、単年度又は3年程度の調整期間を設け、一括して事後処理を行い、全体的な農用地の調整、また交付金の調整等を、県の協議会などと連携しながら行っています。

※委員会での決算に関する質疑については、各常任委員長報告をご覧ください。



特別定額給付金で、総務費が令和元年度より約18億円増えてます



一般会計 歳出 206億7241万円

令和2年度の主要な施策の成果（施策の進捗状況）

指 標	目 標	実 績	達 成 率
公共交通利用者数（路線バス・乗合タクシー）	71,900人	55,707人	77.5%
個人番号カードの交付枚数	6,500枚	7,722枚	118.8%
特定健診受診率（国民健康保険被保険者）	50.10%	49.5%	98.8%
後期高齢者医療健康診査受診率	18.90%	18.77%	99.3%
民間の危険ブロック塀等安全確保支援事業	10件	8件	80.0%
舗装更新延長	8.4km	3.8km	45.2%
あつせん事業による農地の売買	15ha	20.2ha	134.7%
農業法人数	59法人	77法人	130.5%
日帰り観光客の誘致	570万人	308万人	54.0%
空き店舗へ出店した店舗数	122件	134件	109.8%

条例審議（主なもの）

議案第52号 阿蘇市税特別措置条例の一部改正について

本年4月の新過疎法施行に伴い、固定資産税の課税免除の規定を一部改正するものです。新過疎法の下、市が策定する過疎計画に記載される産業振興促進区域や対象業種で、資本金の規模に応じ、事業者が設備投資した家屋及び償却資産・当該土地に対し、3箇年度、課税免除となります。



議案第67号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について 議案第73号 阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について (副市長再任後に出された議案)



本件は、市長等の給与について、減額措置を講ずるため本条例の一部を改正するものです。

令和3年度 一般会計補正予算

予算総額176億9,741万円を可決

第5号補正… 新型コロナウイルスワクチン予約センター開設に伴う業務委託料等を計上。

第6号補正… 一の宮安心安全拠点施設建設事業、阿蘇保健福祉センター大規模改修事業、農村公園あびか屋外照明改修事業等を計上。

第7号補正… 歳入で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加。併せて阿蘇医療センター医療機器更新事業及び農村公園あびか屋外照明改修事業等に係る財源を、過疎対策事業債に組み替える等の補正。

補正後の額	第5号補正 7月1日専決分	第6号補正 9月3日提出分	第7号補正 9月21日提出分	補正後の額
議会費				1億4,151万円
総務費		一の宮安心安全拠点施設建設費ほか 4億1,599万円		20億8,649万円
民生費		公立保育園ICT化推進等事業導入委託料ほか 6,756万円		60億9,732万円
衛生費	予約センター業務委託料ほか 5,714万円	阿蘇保健福祉センター大規模改修事業費ほか 1億737万円	病院事業会計繰出金ほか 5,540万円	18億3,704万円
農林水産業費		中山間地域等直接支払事業費補助金（交付分）ほか 3億1,352万円		15億2,862万円
商工費		営業時間短縮要請協力金市負担金ほか 5,607万円		9億6,105万円
土木費		下水道事業特別会計繰出金ほか 946万円		10億8,393万円
消防費		消防施設整備事業補助金ほか 570万円		6億2,240万円
教育費		農村公園あびか屋外照明改修工事費ほか 9,315万円	遠隔学習用備品購入費ほか 470万円	10億9,080万円
災害復旧費		河川等災害復旧費ほか 6,170万円		2億147万円
公債費				19億7,673万円
予備費		138万円	2,729万円	7,007万円
合計	5,714万円	11億3,189万円	8,739万円	176億9,741万円

令和3年第3回阿蘇市議会定例会審議結果

議案等番号	件名	審議結果
報告第9号	専決処分の報告について	報告
承認第11号	専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第5号)について	承認
承認第12号	専決処分した熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	承認
議案第52号	阿蘇市税特別措置条例の一部改正について	原案可決
議案第53号	阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について	原案可決
議案第54号	令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第6号)について	原案可決
議案第55号	令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第56号	令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第57号	令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第58号	令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第59号	令和3年度阿蘇市坂梨財産区特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第60号	令和3年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第61号	令和3年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第62号	令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第1号)について	原案可決
認定第1号	令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について(※)	認定
認定第2号	令和2年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第3号	令和2年度阿蘇市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第4号	令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第5号	令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第6号	令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第7号	令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第8号	令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第9号	令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第10号	令和2年度阿蘇市宮地財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定第11号	令和2年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	認定
認定第12号	令和2年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について	認定
報告第10号	令和2年度阿蘇市財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告
議案第63号	第2次阿蘇市総合計画(後期基本計画)の策定について	原案可決
議案第64号	阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
議案第65号	工事請負契約の変更について(※)	原案可決
議案第66号	工事請負契約の変更について(※)	原案可決

《追加議案(令和3年9月17日追加提出)》

議案等番号	件名	審議結果
議案第67号	阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について(※)	原案可決

《追加議案(令和3年9月21日追加提出)》

議案等番号	件名	審議結果
議案第68号	令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第7号)について	原案可決
議案第69号	令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決
議案第70号	令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第71号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第72号	工事請負契約の締結について	原案可決
同意第5号	副市長の選任について	同意

《追加議案(令和3年9月22日追加提出)》

議案等番号	件名	審議結果
議案第73号	阿蘇市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について(※)	原案可決

(※) は、賛否が分かれた議案です。詳しくは6ページ以降をご覧ください。

意見の分かれた議案等の賛否表

○：賛成 ●：反対 議：議長

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
氏名	佐藤和宏	佐藤菊男	児玉正孝	甲斐純一郎	立石昭夫	竹原祐一	岩下礼治	谷崎利浩	園田浩文	菅敏徳	市原正	森元秀一	大倉幸也	田中弘子	五嶋義行	藏原博敏	古木孝宏	田中則次	河崎徳雄	湯浅正司	
議案																					
認定第1号	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第65号	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第66号	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	議
議案第67号	○	○	○	●	○	●	●	●	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	○	●	議
議案第73号	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	○	●	議

主な討論内容

認定第1号 令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について

反対討論▶▶ 2016年12月16日に議員提案で部落差別法の解消の推進に関する法律ができました。そして、「部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。」という付帯決議が上がっています。

今、市では部落解放運動団体に対し運動団体補助金として122万728円が人権対策費から出ています。阿蘇市の皆さんが市民税や固定資産税などを必死に納入されている中で、高額な補助金を継続的に支出することは、市民の納得を得る必要があると思います。

この同和団体への補助金については、熊本市や玉名市のように、補助金を廃止した自治体は今全国で広がっています。このような補助金については廃止されるようお願い、反対します。

議案第65号 工事請負契約の変更について【市営住宅赤水西団地建設工事(1工区)の変更契約】

議案第66号 工事請負契約の変更について【市営住宅赤水西団地建設工事(2工区)の変更契約】

反対討論▶▶ 近年、建築工事において工事開始後に軟弱地盤ということが分かり、基礎工事の追加工事が幾度も繰り返されており、その度に議会において各議員から色々苦言があり、その都度十分に今後は調査を行ない、こういうことがないようにするとの答弁が返ってきています。しかし、一向に改善されないまま現在に至っております。阿蘇医療センターの腐葉土層、阿蘇中学校の軟弱地盤、阿蘇西小学校の地盤の転石の発見など、多くの追加工事がなされております。

水害や熊本地震などの発生後は、冠水した地域や軟弱地盤などの色々な状況は分かっていると思います。その地域の状況を反映して、調査設計を行なうことが当たり前であり、重要だと思っています。他の自治体の公共工事における設計業務要綱においては、現地調査を十分に行ない、周辺環境に配慮した設計とすること、当該地域における建築履歴等の調査を行ない、設計に反映することとしてあります。最初の工事入札額と合わせますと、結局のところ、高いものとなり、阿蘇市の損失につながるのではないかと懸念されます。良いものを安くするために、皆で努力しなければならないと思います、総額での見直しを願いたく、この議案には反対をします。

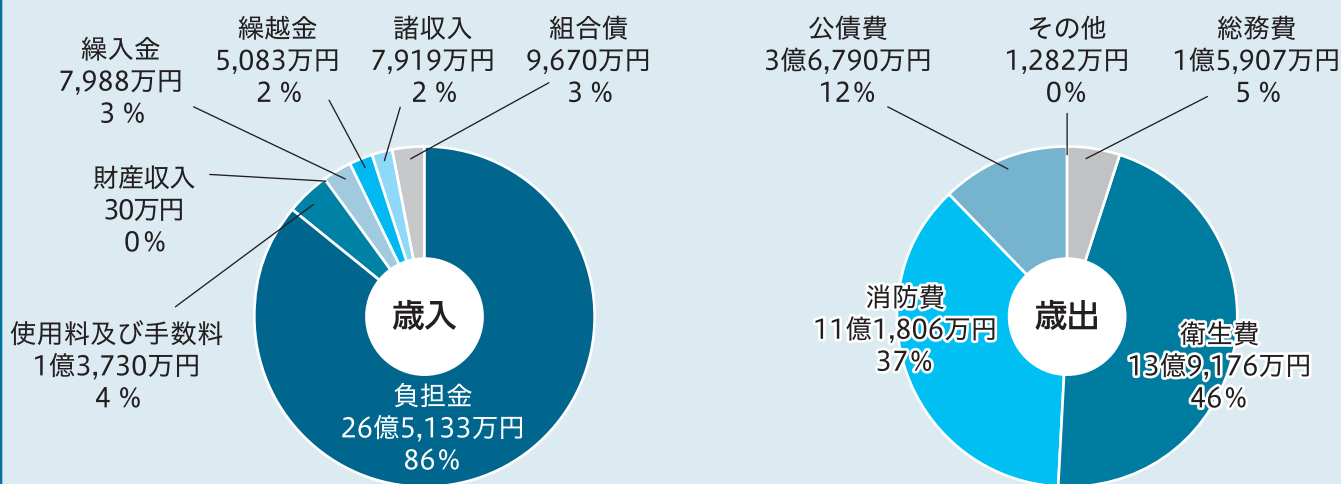
賛成討論▶▶ 只今の意見は、公共工事にあたる場合、もっともなことだと思います。私も本会議で意見を言いましたし、経済建設常任委員会の中でも、この設計変更についての議論がなされました。その中で、担当部長、担当課長から、皆さんの意見を配慮して今後こういうことがないように極力改善に努めていきたいという約束をされましたし、これから改善されることを期待しまして、この案件につきましては、賛成します。

反対討論▶▶ 先般のクラスター事業の裁判については、裁判所の判決は手続き上の瑕疵と出ていますが、この瑕疵は誰が行ったのか、誰に手続き上のミスがあったのかについては一切説明がなされていません。職員については、何等なかったという説明だけです。そういう中で、減額、道義的責任と言われますが、誰に手続き上のミスがあったのかを説明されてから、道義的責任を取るべきではないかと考えますので、反対します。

賛成討論▶▶ 残念ながら裁判では、手続き上瑕疵があり職務上の義務違反という結果でしたが、基本的には故意でもなく悪意でもないということで、国家賠償法第1条第1項に該当するのではないかと考えます。当時書面運動等々に発展して、相当の民意が反映されたところであり、止む無く決断をされたことで、当事者が一番、現在に至っては悔しい思いをされているのではないかと思います、意を汲み取り、賛成します。

阿蘇広域行政事務組合の 令和2年度決算についてお知らせします

一般会計の歳入総額は30億9,553万円、歳出総額は30億4,960万円



実質収支は4,593万円

歳入の86%は各市町村の負担金26億5,133万円であり、そのうち阿蘇市の負担金は11億2,080万円（42%）です。

歳出は、衛生費（火葬施設関係・清掃関係）13億9,176万円（46%）、消防費11億1,806万円（37%）、公債費3億6,790万円（12%）などとなっています。

みやま荘特別会計

歳入総額は3億2,101万円、歳出総額は3億914万円、実質収支は1,187万円です。

監査から、設備がかなり老朽化（築48年経過）しているため、建替え、外部委託等による運営などを早急に検討するよう指摘がありました。

湯の里荘特別会計

歳入総額は2億9,008万円、歳出総額は2億7,866万円、実質収支は1,142万円です。

監査からは、「旧湯の里荘」跡地について、関係町村と連携し、早急に多様な手段で利活用を検討するよう指摘がありました。

総務常任委員長報告

総務常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

委員長 田中弘子

議案第52号 「阿蘇市税特別措置条例の一部改正について」

委員 阿蘇市の裁量で適用の範囲を広げられるならば、増築や経営拡大を行う飲食業関係の業種を、課税免除の対象に加えることは考えられないか。

税務課長 課税免除となる業種については、どうしても過疎法に制限があるため、法の範囲内で可能な限り対応します。

議案第53号 「阿蘇市光インターネット使用料及び手数料条例の一部改正について」

委員 阿蘇インターネット光ギガスタンダードプランは、最大の通信速度が今までのおよそ10倍となる1ギガのサービス提供であるとのことだが、通信速度と価格を民間と比べてときに少し高いように感じるが。

総務課長

民間では数日で大容量の

阿蘇市光インターネット使用料及び手数料（令和3年12月1日から）

区分	金額	備考
月額使用料	スタンダード	4,598円 プロバイダ料含む
	ギガ・スタンダード	5,500円 プロバイダ料含む
	ビジネス	8,360円 プロバイダ料含む
	ギガ・ビジネス	15,730円 プロバイダ料含む
オプション月額使用料	IP電話（域外）	基本料金 308円
		通話料 IP電話サービス提供会社の 定めた料金による
	追加メールアドレス	209円 6個以上1個当たり
	ホームページ保存容量追加 （20MB毎）	517円 保存容量（200MB）を 超える20MB毎
	固定IPサービス（法人又は団体）	1,045円 割当てIPアドレスは1個
メールアドレス変更手数料	1,045円	
サービスプラン変更手数料	1,045円	

通信を行うと通信速度に制限がかかるようなケースもあり、制限を気にせずに使用できるよう光サービスを usage ご家庭もあるかと思われます。転居が多いなどの各家庭の状況に応じて通信事業者を選ばれていることから、今後の加入状況なども見据え

ながら料金設定等をしていきたいとテレワークセンターから伺っています。

議案第54号 「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」

委員 一の宮安心安全拠点施設建設工事費約7千5百万円は、木造の建物にしては高額では。

政策防災課長 施設のうち駐在所部分は構造や附属品が特殊であるため、金額も高めになっています。

委員 消火栓は、簡易水道にも要望すれば設置できるのか。

政策防災課長 各地区からの簡易水道等への消火栓設置要望もありますが、水圧が足りないため、十分な水圧がある上水道を基本に設置を進めている状況です。

委員 地域情報化基盤整備基金2億5千万円について詳しい説明を。

総務課情報管理室長 この基金は導入から10年が経過するお知らせ端末などを更新する

ためのものです。お知らせ端末については同じサービスのテレビ電話機型での更新を考えており、端末機に係る費用に約6億3千万円かかる見込みです。そのほかにアプリケーションサーバー利用料や光ネットワーク機器の更新費用などに約13億円が必要であるため、計画的に更新を進めているところです。



認定第1号 「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

委員 路線バスについては、高校生などの利用を考慮し、バスの運行時刻をJRの運行時刻に合わせることはできないか。

政策防災課長 以前から路線バスの時刻と豊肥本線の時刻が合っていないとの指摘を受けていましたので、産交バスに加えJRの担当者に対しても検討をお願いしています。

委員 大雨や台風などの際には市内3か所を自主避難所として開設しているが、阿蘇小学校管内には開設がなく不安に思っている住民も多く見受けられる。避難所体制の見直しは可能か。

総務部長 指定避難所の開設については、災害の形態や被災者の状況によって最適とされるところに順次設置するようにしています。ただ、一度に多くの避難所を開設すれば、職員の多くはそちらにかかりきりになってしまい、ライフラインの復旧など本来、職員が担うべき対応が確実に遅れていきます。熊本地震ではご自分たちで避難所対応を行った地域もありますので、区長さん方の意識の改革となる研修を行う必要があるかと思えます。

委員 区長会活動の支援について、地域での社会福祉に関する区長の役割が昔に比べるとかなり増えている。役割に見合った何らかの手当などが必要ではないか。

総務課長 手当については国の制度等もあり、新たな手当は難しい部分もありますが、今後の課題として検討したいと思えます。

委員 公共施設個別計画は国の要請で作成しているが、施設の修繕などを行う場合は市の予算のみで行うのか。

財政課長 この計画を策定することによって、国から交付税措置のある起債の借入れができるようになります。

委員 経常収支比率（注1）が94.6パーセントとここ数年高水準で推移しているが、この原因は。

財政課長 予算査定や事前評価等を徹底しながら予算化を行っています。が、一度予算化した事業については、更なる見直し、再検証が必要であると感じています。今後、費用対効果を慎重に検証しながら、事業見直し等も含め行財政改革の中で進めます。

委員 実質収支額が多いように感じる。あと2、3パーセント程度は改善が必要だと思うが、その見解を。

財政課長 昨年度は新型コロナウイルスの影響で歳入・歳出決算額が見込みづらく、結果として約10億円の实質収支額となりました。今後、大幅な余剰金が見込まれれば、基金等に積み立てることを検討します。

議案第63号「第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）の策定について」

委員 総合計画の管理手法であるPDCAサイクルについて、チェック（評価）からアクション（改善）が毎年弱いように感じる。予算消化とまらないようチェック機能を強化すべきでは。

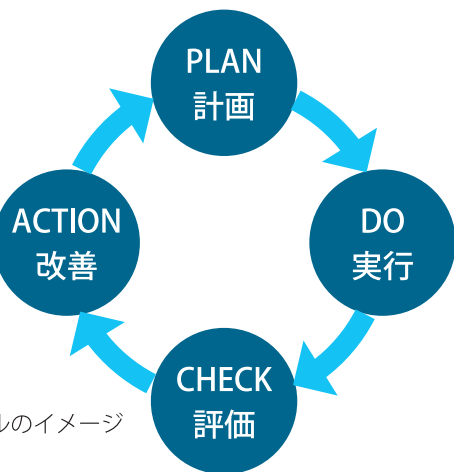
政策防災課長 今年度予算を基に補助事業に関する費用対効果の確認を各課に求め、当初予算作成に向け財政課とともに協議を進めます。また、毎年度、各事業の見直しも行い、チェック機能の充実を図りたいと考えています。

議案第64号「阿蘇市過疎地域持続的発展計画の策定について」

委員 旧阿蘇町も過疎地域に指定されたことから、住民がより安心して住めるまちづくりと過疎対策に向け積極的に取り組んでほしい。

政策防災課長 本計画策定に当たっては、移住・定住も含め、過疎地域を解消するための各課の施策をもとに策定しています。全体的な目標としては、過疎地域の発展を目指す取組となっています。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。



PDCAサイクルのイメージ

（注1）
経常収支比率とは…
人件費や扶助費などの経常的な経費に、地方税や地方交付税等の経常的な収入がどのくらい充当されているかを示すものです。
70%～80%が望ましいとされています。

文教厚生常任委員長報告

文教厚生常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

委員長 森 元 秀 一

議案第54号 「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第6号)について」

委員 中通古墳群調査委託料34万4千円の詳細説明を。

教育課社会教育係長 中通古墳群には、10基の古墳がありますが、令和元年度に開催しました「中通古墳群



中通古墳群 (長目塚古墳)

長目塚(ナガメヅカ)古墳調査70周年シンポジウム」の中で、学術的にも非常に価値のある史跡であると提言されたことから、昨年度は長目塚古墳、本年度は上鞍掛塚(カミクラカケツカ)A古墳を調査対象とするものです。現状を三次元レーザーで測量し、その位置、大きさ、寸法等を調査します。

委員 農村公園あびか屋外照明改修工事費約8千7百万円については、Aコートのみということだが、Cコートの改修は。

教育課社会体育係長 今回受ける補助金については、単年度に対して限度額があり、2面同時に行っても補助金額は変わらないことから、年度を分けて実施する予定です。但し、本年度補助金を活用した場合、その後3年間は補助金を受けられないため、Cコートの改修については、令和7年度以降になります。

議案第57号 「令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」

委員 1施設に対する介護基盤緊急整備特別対策事業補助金335万5千円の詳しい内容を。

介護保険係長 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、室内の壁を取り払い、隔離対象者の病室とそれ以外の部分に区域分けする改修工事に対する補助です。

議案第62号 「令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第1号)について」

委員 今回のCT撮影装置は新型コロナウイルス感染症対策で補助を受けるが、本来の医療機器の入れ替えについては、どのような考え方で行うのか。

医療センター事務部長 CTやMRI等高度医療機器は、最新の医療を行う上で必要不可欠であることから計画を立て更新を行うこととしています。高価であるため、保守メンテナンスをかけた長寿命化を図っています。今後、内部留保を蓄えて、

計画的に更新をしていきます。

委員 補助金で購入する医療機器は、すべて更新なのか、新規導入はあるのか。

医療センター事務部長 超音波画像診断装置と気管支鏡は新規で、CT撮影装置と整体情報モニターは更新となります。



超音波画像診断装置 (イメージ)

認定第1号令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

委員 公共施設予約システム事業により、現在自動解除、施錠できる施設はどこか。

教育課社会体育係長 自動解除ができる施設は、指定管理が入っていない施設全となりませぬ。管理者のいる阿蘇体育館や農村公園あびか、一の宮体育館については、直接鍵の受け渡しを行っていますが、それ以外の学校施設と閉校した旧小学校の体育館等については、電子鍵が変わっています。

委員 来年の成人式については、開催若しくは中止の決定を早めにするべきではないか。

教育課社会体育係長 令和3年度から、行政主導ではなく実行委員会という形式を取って進めていく計画です。現在各中学校区から3名ずつ選出を行いましたので、近いうちに実行委員会を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策も含め、式典に対する在り方等について十分検討していきます。

委員 マイナンバーカードによるコンビニ交付件数は、市全体の申請件数の何%ぐらいなのか。

市民課長 令和2年度のコンビニ交付件数は2,703件で、前年度に比べ増加していますが、まだ窓口件

数に比べると10%に達していません。今後も利用促進に努めてまいります。

委員 今年の敬老会は、記念品や弁当を配るケースが多いということだが、助成に当たっての考え方は。

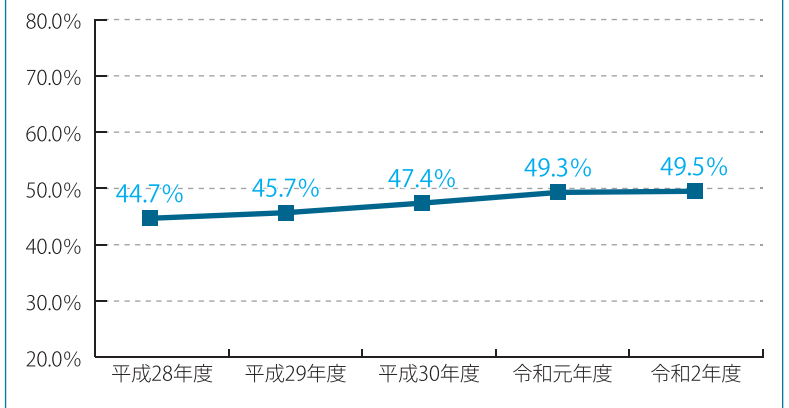
福祉課総合福祉係長 物品を配布するときのガイドラインとして、お弁当や記念品は認めています。金券や現金に代わるものは控えていただくよう各区長や施設長にはお伝えしています。

認定第4号 「令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

委員 特定健診受診率は県平均を上回っているが、阿蘇市独自の高い目標を立て、特に若い方々の病気の早期発見、早期治療につながるような更なる努力をしていただきたいが。

ほけん課長 若い方々に対しての勸奨通知は、封筒に入れて通知をすることから、はがきで勸奨通知を行うなど、より内容が伝わる形で取り組んでいます。今後引き続き周知徹底に努めていきます。

特定健診受診率の推移



認定第12号 「令和2年度阿蘇市病院事業会計決算の認定について」

委員 令和2年度は、9億6千万円の新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業補助金があつて黒字になったが、本年度も入院患者数や外来患者数は変わらない。補助金の有無に捉われず、的確に今後の予算立てをする必要があるのでは。

医療センター事務部長 県の9月補正予算で入院病床確保のため、12

9億5千4百万円が予算計上されていることから、補助金の確保は見込まれますが、早い段階で病院関係者が経営のことも考えながら、新型コロナウイルス感染症の終息後の対応について内部で検討を始めています。

委員 補助金がなくなった場合の対策として、十分な体制を整え、患者さんに来ていただけるような方策やアピールは考えているのか。

医療センター事務部長 経営改善の大きな課題は、医師確保であり、県へ引き続き強く要望してまいります。また、開院以来、急性期病院として専門的に脳疾患、心疾患の治療を行い、地域の医療機関からの紹介率も上がってきました。今後、病院の信頼も含めて、更に患者満足度の向上に職員一丸となって取り組んでまいります。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託された案件の主な審議内容です。

委員長 五嶋 義行

議案第54号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第6号)について」

委員 東池尻住宅跡地は分割して売却するのかが。

住環境課長補佐 建物は県の補助金で整備しているため、無償譲渡することが条件となっており、この建物



東池尻住宅

を含め一括での売却を予定しています。

委員 商店街活性化事業補助金(空家等対策事業)については、場所を変えて何度も補助を受けるようなケースは発生していないか。

まちづくり課長 これまで約130軒ほどの空き店舗利用者がおられます。この内7割程度の店舗が定着されています。中にはこの空き家対策の補助金がなくなれば営業が継続できないという理由で、閉店されたケースもあると聞いていますので、新規創業の方等に商工会とともにバックアップを行っている状況です。

委員 いこいの村については、点検管理を徹底し、施設や環境が荒廃する前に積極的に譲渡先を見つけるべきではないか。

まちづくり課長 今後は施設の配水管や配電設備の状況等を確認し、新型コロナウイルス感染症の影響もありますので、景気動向等を勘案しな

がら、的確な時期に公募ができるよう準備を進めていきます。

委員 有害鳥獣捕獲報奨金については、単価を上げるなどの駆除隊の意欲喚起につながる対策を早急に行えないか。

農政課長 報奨金の単価の増額については、駆除隊の役員会の意見や、近隣市町村の単価等を見定めながら検討してまいります。



囲い罠

委員 有害鳥獣による被害額の推移は。

農政課長 農業共済組合から令和2年度の被害総額は386万6千円の情報を得ていますが、これには家

庭菜園での自給的作物等の被害は含まれていないため、全体的な被害は把握できていません。今後は、全体の被害額を把握する手段を模索したいと思っています。

認定第1号「令和2年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

委員 危険ブロック塀等安全確保支援事業165万1千円における、「危険ブロック塀」の判断基準は。

建設課建築営繕係長 避難通路、県道、国道、市道に接するブロック塀で、道路から80cm以上の高さがあり、また、塀自体の高さが60cm以上のものにおいて、歪みや空洞、亀裂などが発生している場合、行政の建築部門の担当者が確認し、危険ブロック塀と判断することとなります。

委員 道路施設等の長寿命化を図っている中で、舗装更新延長施策の達成率が45.2%と低いですが、達成率を高める方策は。

建設課建築営繕係長 国の補助が申請に対して半分程度しか配分されない状況があり、達成率が低くなっています。今後も路面の状況調査を行

い、結果の悪い路線を重点的に整備する計画を作成し、継続して申請していききたいと思います。

委員 市営住宅での除草や樹木剪定等の維持管理が困難になっているとの課題が示されているが、今後、入居する際の条件に、団地の維持管理に関する義務を組み込むことは出来ないか。

住環境課長 入居者で管理していただくのが基本ですが、管理が行き届いていない部分は、委託等で伐採などを行っている状況です。入居要件に盛り込むための検討をしていきたいと思います。

委員 あっせん事業による農地の売買の背景には、農家の後継者がいない実情があるのではないか。また、売買される際の10a当たりの単価は、**農業委員会事務局長** 農業の後継者が居ないため、売り渡すケースが大半を占めています。また、相続により県外の方が所有されている田んぼ等をこの事業で売買している場合もあります。単価については、基盤整備されている水田は70万円程度ですが、その他については条件により変

動します。畑については、農振地域での昨年度の実績としては20万円から40万円となっています。

認定第11号「令和2年度阿蘇市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」

委員 量水器は毎年何台程度を取り替えているのか。

水道課長 阿蘇市内に約9千軒の量水器があり、計量法により8年に1回の取替が規定されていることから、例年8百軒以上を取り替えています。

委員 漏水調査業務委託料は5万円の実績となっているが、この金額で十分な漏水調査が行なえているのか。

水道課長 この委託料については、突発的に異常な配水量が発生した際、職員が対応しきれない漏水調査を業者へ委託したものであり、広域的な調査を行ったものではありません。漏水調査については、毎年2百万円ほどの委託料を計上していますが、委託する前に調査区域を絞るための調査を、夜間に職員が行う必要があります。なかなか進まない現状です。

議案第65号「工事請負契約の変更について」

議案第66号「工事請負契約の変更について」

委員 ほとんどの公共工事で何らかの理由により設計変更が行われている。誤解を招かないよう、計画にあたっては事前に設計会社と十分な協議を行うべきではないか。

住環境課長 出来る限り変更等がないよう、しっかりと協議調整していきたいと思います。

委員 1工区、2工区、それぞれの間取りと戸数は。

住環境課長 1工区は2DKが10戸、2工区は3LDKが1戸、2LDKが8戸、1DKが2戸で11戸、1工区と2工区を合わせて21戸です。

委員 2工区においては、補助対象となる2本のボーリング調査に加え、阿蘇市の自己負担でもう1本調査していれば、今回の設計変更は発生しなかったのではないか。

住環境課長 ボーリング調査を行った場所から約4・5mという狭い範囲内であるにも関わらず、支持



市営住宅赤水西団地建設工事現場

層の深さはボーリング調査の結果と大きく異なっていました。これは通常では想定できない状況であり、ボーリング調査の本数を前もって増やす判断をすることは困難でした。今後は、今回の結果を参考にしながら、地質調査については設計段階から入念に協議を行いたいと思います。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

10人の議員が市政を問う 一般質問

- 1 谷崎 利浩 「危険な空き家の対策は」 …P14
- 2 河崎 徳雄 「畜産クラスター裁判敗訴の賠償金は誰の責任・責任は誰」 …P15
- 3 佐藤 和宏 「空き家等対策の現状と課題について問う」 …P15
- 4 佐藤 菊男 「持続可能な道路の美化作業は」 …P16
- 5 園田 浩文 「児童生徒の学力低下を招かないために」 …P16
- 6 五嶋 義行 「畜産クラスター裁判における熊本県の過失は」 …P17
- 7 甲斐純一郎 「有害鳥獣等被害の有効的な取り組みを提案をしたい」 …P17
- 8 竹原 祐一 「公営住宅入居時の保証人要件の廃止を」 …P18
- 9 児玉 正孝 「高齢者の生活支援への取組は」 …P18
- 10 森元 秀一 「過去最多の児童虐待について」 …P19

危険な空き家の対策は



谷崎 利浩

谷崎 空家等対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行され、「特定空家指定のための協議会」設置を主張した。6年が経過するが法律の運用と協議会設置は。

山本政策防災課長 協議会の設置は行っています。個人の財産権に踏み込むことになりしますので慎重な対応が必要であると考えています。これまで本法令を運用した経緯はなく、市の生活安全条例の規定に基づき「所有者の責務」として対応をお願いしています。

畜産クラスター裁判の賠償金支払いの責任は

谷崎 行政処分審査委員会では、職員の処分なし。市長・副市長の処分については審査する機関がない。責任についてはまだ客観的判断がされていないが。

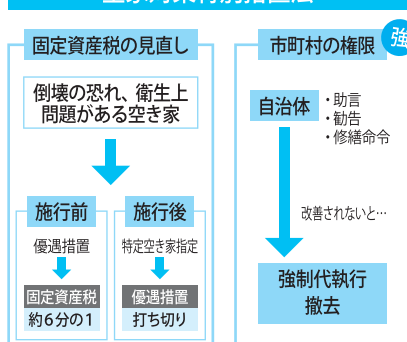
和田副市長 市が所管します条例、規則の中には市長・副市長の責任を審査する規定はございません。住民監査請求なり住民訴訟なりがあれば、そこで審議することになります。

谷崎 諸経費を入れ9千万円近い損害を出しながら誰も責任を取らないのか。裁判は、凍結の違法性を争ったもの。多額の税金が不当に支出され、市民に損害を与えた結果は、争点になつていない。市長と副市長から説明を。

副市長 判決文は裁判官が使う言葉なので、「過失」と「重大な過失」というのはきれいに使い分けられていると考えております。判決文では「過失」という言葉しか使っていないことから、「重大な過失」は無かったと判断しているところです。

佐藤市長 私が見解を出したのは、「道義的所見」ということでありまして、決して「責任」ということは発言しておりません。我々は、一生懸命取り組んでまいりましたが、今回の判決は、暮らしの中で生まれてきた事実と、裁判所の方で取り組んでいたいただいた現場認識とに相当乖離があり残念であるという思いです。

空家対策特別措置法



「特定」空き家
倒壊、衛生上有害となる恐れがある空き家。
固定資産税の優遇措置が打ち切られ6倍に。

畜産クラスター裁判敗訴の賠償金は誰の責任・責任は誰



河崎 徳雄

河崎 判決で、阿蘇市長が行った変更交付決定は、「阿蘇市交付規則の適用を誤るといふ手続き上の瑕疵があり、違法で過失がある」とされた。補助事業者の協議会から変更申請もないのに市独自の変更交付決定をし、県へ変更申請をしたのはなぜか。

和田副市長 裁判で瑕疵と指摘された事項は、当時、正確な解釈ができていなかったと思います。

河崎 判決で職務上の注意義務違反とされた「事故繰越」については、県や弁護士等に相談し、判断を仰がなかったのか。

副市長 県に申請する事故繰越調書の提出期限が迫る中で、市は苦渋の決断をしました。この間、時間もなく弁護士等に相談していません。

河崎 敗訴による市の賠償負担額は、又責任は誰なのか、誰の責任なのか。

副市長 市の賠償負担額は市の弁護費用を含み8,681万5,703円です。責任は国家賠償法の規定により市にあり、故意又は重大な過失

誰の責任・責任は誰

がない限り個人に請求は及びません。判決文で「過失」はあるが「重大な過失」と言う言葉は使われておらず、重大な過失に当たらないと判断し、個人的な責任は今の所まだ発生していません。

河崎 「重大な過失」とは、僅かの注意をすれば容易に有害な結果を予見し回避できたにも関わらず、漫然と見逃がし看過した故意に近い過失のことである。判決文を見れば重大な過失に当てるはまると判断される弁護士もおられるが、重大な過失ではないのか。

村山総務課長 住民説明会や、議会の全員協議会等で説明した上で、事務手続きも漫然と見逃した判断には至っていないため、重大な過失には及びません。

河崎 瑕疵を指摘され道義的所見により市長・副市長は減給された。「所見」とは。

佐藤市長 広辞苑によりますと、「考え」です。



熊本地方裁判所

空き家等対策の現状と課題について問う



佐藤 和宏

佐藤 近年、空き家が増加傾向にあるが、市はどのような対策を行っているのか。

荒木まちづくり課長 市内に空き家と思われる物件は約8百戸あり、そのうち居住が不可能と思われる物件は約2百戸です。対策として

は、固定資産税の納付書を送付する際に空き家バンク登録の啓発チラシを同封し、また片付けの問題は業者依頼も可能で、現状のままでも登録できることを周知し、登録数と利用者の増加に向け取り組んでいます。

佐藤 所有者が不明な危険家屋等の発生を予防するため、空家対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家対策に行政が更に踏み込んで取り組める協議会の設置を検討できないか。

山本政策防災課長 協議会は未設置ですが、地域の方からご相談があった場合、阿蘇市生活安全条例に基づき現地調査を行うとともに、近隣の方々に聞き取り調査を行い、所

有者に状況写真を添え、所有者としての責任を果たしていただくよう適正な管理の依頼通知を行ってまいります。庁舎内においても関係する各課とさらに横断的な協議・連携を進めていく必要があると考えています。

佐藤 空き家は所有者の責任で管理することが原則ですが、個別の空き家等の情報や現状把握ができる行政が、管理責任が全うされない空き家の発生の抑制に向け関係部課局で協力し、今後、協議会の設置検討も視野に入れ、取り組んでいただきたいが。

政策防災課長 常に情報を共有し、会議、協議を行い、必要な対応を図っていきたいと考えています。



空き家（イメージ）

持続可能な道路の美化作業は



佐藤 菊男

佐藤 道路の草刈り等による維持作業や環境美化の現状は。

中本建設課長 市道については隣接の土地の地権者や関係者、農地・水事業やボランティアなど地域で維持されていますが、一部は委託や直営で対応をしています。

佐伯農政課長 現在は多面的機能支払交付金事業(旧農地・水・環境保全事業)により、農道等の除草作業等の共同活動を行っていただいています。例外として、事故の危険性が高い交通量の多い広域農道や基幹林道等については、直営及び委託で対応しています。

佐藤 一部地域では農地・水・環境事業も含めて、人口の減少と高齢化により除草作業をはじめとする道路の美化作業等が、限界に近付きつつあるという声が聞かれる。

このような人員不足等を補うため、パワーショベルや大型トラクターに除草作業用のアタッチメントを使用している地区もある。



地域の力を合わせて道路美化作業

チメントの貸与や、購入に対する助成制度の創設等を早めに検討するべき時ではないか。

農政課長 多面的機能支払交付金事業による機械のリースは可能ですが、それぞれの活動組織の中で合意形成を図っていただきたいと思っています。

また、中山間直接支払事業を利用した共同機械導入補助制度もあるのですが、活用いただければと思います。

佐藤 地域における暮らしを持続可能なものとするための施策の展開は、**高木総務部長** 全職員一体となつて、生まれてよかった、住んでよかった、そう思っていただけける地域づくりに取り組んでいきたいと思っています。

他に「光ネットワークについて」の質問がありました。

児童生徒の学力低下を招かないために



園田 浩文

園田 コロナ禍で児童・生徒の学力低下を心配されている保護者もおられるようだが。

藤井教育課長 5月に児童・生徒の全国学力学習状況調査があり、ほぼ全国水準でした。

園田 本年4月、小中学生に一人一台のタブレット端末が貸与されたが、東京町田市で発生したチャットアプリによるいじめなどの要因とならないか。

教育課長 端末のフィルタリングとともに、小学生は午後9時から翌朝6時まで、中学生では午後10時から翌朝6時まで「スクリーニングタイム」という使用を制限する時間を設定しています。

旧熊本市キャンプ場と砂防事業の関連は

園田 測量等が開始された砂防事業について、工事用搬入路の計画は、

中本建設課長 既存のキャンプ場付近の道路は、公民館等も隣接しており拡幅は困難なため、他の市道を利用できないか国土交通省と協議し

ています。

園田 5年に及ぶ砂防工事期間中の、キャンプ場の使用計画は。

山口教育部長 可能であれば使用する方向で考えています。

市有林の管理状況は

園田 現在の市有林の面積と、管理委託契約をしている業者は何社か。
廣瀬財政課長 約7百haで、森林組合ほか民間2事業者と委託契約をしています。

園田 昨年度、一昨年度の間伐に係る売却益は。

財政課長 昨年度が約6百万円(約2千5百m³)、一昨年度が約4百万円(約1千5百m³)でした。

園田 今後、管理委託業者を増やし、売却益を増加させる予定は。

財政課長 必要に応じて検討したいと考えています。



間伐中の状況

畜産クラスター裁判における熊本県の過失は



五嶋 義行

更交付決定通知書の交付を受けました。県の補助金交付規則第7条第2項には、内容の変更が適正であると認められたときはこれを承認するとしています。県は当事者として経緯等を詳しく知っていました。特別な指導などはありませんでした。

五嶋 県は、補助事業者の申出のない手続上の瑕疵を看過しながら受理したのは、善管注意義務違反であると思うが。

副市長 県は、補助金適正化法の中で法定受託事務遂行者として適切な補助金の交付をしなければなりません。今年の8月に県から各クラスター協議会長宛てに地元自治体との関係を密にすることなどの通達が出されました。裁判を通して阿蘇市の指摘・疑念を受け止めていただいたと思っています。

五嶋 その要望に対する県の回答は。
副市長 回答はありませんでした。
五嶋 県は責任ある立場にあり、積極的な関与があるべきである。さらに、減額変更が判示されたように阿蘇市農林水産業振興補助金等交付規則第17条第1項に規定された取消事由を県が認めたのではないか。
副市長 平成30年3月22日、阿蘇市は補助金等の変更交付申請書を県に対して提出、同年3月31日付で変



有害鳥獣等被害の有効的な取り組みを提案をしたい



甲斐 純一郎

甲斐 有害鳥獣等被害に対する、捕獲協議会との連携による被害防止の取り組みは。

佐伯農政課長 同対策につきましては、駆除隊の担い手育成と新規狩猟者の確保のため、免許新規取得に係る全額助成や電柵購入負担補助を行っている。また、捕獲報奨金の予算としましては、国費・市単独費を合わせ、1,968万3千円を計上し、被害防止対策を図っております。

甲斐 現状の取り組みは、何ら問題は無いが、近年我々の生活圏への出没情報も報告され、家庭菜園等では、自給的作物や出荷作物として愛情込めて作ったものが、一夜にして荒らされているが。

農政課長 農作物被害を軽減するため、銃器による捕獲活動と併せ、囲い罠を貸与し、被害防止に努めています。

駆除隊による昨年度の捕獲実績で申しますとイノシシ998頭、ニホンジカ729頭、カラス8羽合計1,735頭となっています。

有害鳥獣捕獲従事者に対する捕獲報奨金 (円/頭、羽)

鳥獣名	国	市
イノシシ	7,000	5,000
イノシシ(幼獣)	1,000	5,000
ニホンジカ	7,000	8,000
カラス	200	500
ニホンザル	8,000	30,000

捕獲実績 (頭)

年度	イノシシ	シカ	合計
平成30年度	739	591	1,330
令和元年度	973	718	1,691
令和2年度	998	729	1,727

荒木まちづくり課長 移住者がすでに中心的な役割で地域活動に参加されている地域もあります。地域活動等もしっかり広報していきます。

阿部経済部長 地域ぐるみでの対策は、あくまでも、地区集落の合意形成が一番となりますので、被害状況を考慮した上で対応していく必要があると思います。

甲斐 阿蘇市の地域振興を考えた時、移住定住者も、自らが安心安全な環境づくりに参加することが意識の共有に繋がると思うが。

公営住宅入居時の保証人要件の廃止を



竹原 祐一

竹原 公営住宅入居基準の重要事項ということで、保証人の要求を基準としているが。

加藤住環境課長 あくまでも入居決定後の手続きで提出をしていただいています。保証人につきましては、基本的に必要としているところですが、どうしても都合で保証人がいない、引き受け手がいない場合は、緊急連絡先を届けていただければ、入居を認めます。保証人がいないという事で入居ができない事はありません。

竹原 保証人無しでも入居できるのであれば、保証人要件を条例から削除すべきだが。

住環境課長 入居者にもしもの事があった場合の緊急連絡先、また入居者の滞納の抑制力という重要な役割を、保証人をつけるということは現実問題として果たしています。緊急連絡先を届けていただければ入居を認め、入居後に継続的に保証人を見つけていただくということになります。

小中学校のトイレに生理用品の設置を

竹原 現在250を超える自治体で小中学校のトイレに生理用品設置が進んでいるが、市では現在どのような取り組みがなされているか。

藤井教育課長 児童生徒の相談に対応し、校長の判断により必要に応じて保健室で配布を行っています。

竹原 公共施設、小中学校等のトイレに置いて、自由に利用できるようにできないか。

教育課長 学校の実情を校長と養護の先生から把握し、検討していきたいと思っています。

他に「コロナ禍の市民・事業者に対する支援策は」、「保育所・幼稚園、小中学校、放課後児童クラブでの感染対策は」の質問がありました。



築年数が経過した市営住宅

高齢者の生活支援への取組は



児玉 正孝

児玉 コロナ禍において、今まで皆で取り組んで来た地域の高齢者を守ろうという活動が、全くていけない状況であるが、どのような策を取っているのか。

松岡福祉課長 本来であれば家に閉じこもりになりがちで孤立しやすが高齢者の方々への配慮を行っているところですが、現在はコロナ禍で消極的にならざるを得ない状況です。見守りを要する方々への声掛けなど、最大限のケアを実施しています。

児玉 高齢者の移動手段について自動車運転免許証を返納した場合の買い物弱者を支援する策はあるのか。昨年県内での自主返納者は4,380名、阿蘇警察署では110名が返納している。

山本政策防災課長 65歳以上で自主返納された方が、路線バスを利用する際には免許返納者割引乗車証を提示すると運賃が半額になる制度もあります。また乗合タクシーや、波野地区では免許返納者に限らず福祉バスを利用したお買い物便を運行し

対処しています。
児玉 高齢者が車の運転をやめれば、だんだんと引きこもりや認知症の発症に繋がるのでは。

山中ほけん課長 新型コロナウイルスの感染者が減少傾向にありますので、サロンや生きがい教室等、高齢者の健康保持のための活動再開を協議していきます。

児玉 高森町では、免許証を自主返納した人の移動手段として、割安で電動カーブを貸し出している。返納をためらっている人には朗報ではないか。カーブ購入時の補助はできないか。

政策防災課長 公共交通体系を見直すなど適正化に務め、不便とならないよう現在対応を図っています。

他に「ふるさと応援寄附金を活用した支援はできないか」の質問がありました。



電動カーブ

過去最多の児童虐待について



森元 秀一

森元 全国の児童相談所が2020年度に対応した児童虐待の件数は、20万5029件であり、30年連続で過去最多のようである。ここ数年は心理的虐待が多く、昨年も全体の約6割を占めている。コロナ禍で子どもの虐待に気づきにくい状態が続いているが、周囲の大人はそのことを意識し、僅かなSOSを見逃してはならないが、阿蘇市の現状は。

松岡福祉課長 体制として、市民から直接通報があった場合は、児童相談所に一報を入れたら、緊急性が高いと判断した場合は、その指示を仰ぎながら現場に向かい、状況確認を行います。通報の内容によっては、警察の同行を求めます。児童相談所には本市福祉課職員の携帯番号が登録されており、24時間、365日、連携して対応できるようにしています。

阿蘇市での令和2年度の新規通報件数は18件で、うち、心理的虐待が8件、次いで身体的虐待が2件、ネグレクト（育児放棄）が2件、そのほか虐待として認定されなかった通報が6件です。今年に入ってから新規通報件数は、8月末時点で心理的虐待6件、身体的虐待5件、ネグレクト2件、合計13件となっています。阿蘇市の傾向としては、全国の例と同じく、心理的虐待のうち子供の前で配偶者等に暴力を振るう面前DVが一番多くなっています。コロナ禍でもありますが、今後も児童相談所等の関係機関や、児童連部署と連携を取りながら、アンテナを広げて、虐待防止に努めていきます。

他に「通学路の安全対策」、「学校での感染防止」、「才能のある児童に対する指導支援」、「市におけるデジタル改革は」の質問がありました。



※一部のIP電話からはつながりません

議会活性化特別委員会中間報告 委員長 谷崎利浩

- 1. 理念** 議会の意義などを議論して「議会基本条例」を作っていくことで委員の意見が一致しました。
- 2. 広聴・広報** 広報紙「かるでら」を充実させること。技術の進歩に合わせ、議会の直接的な送信、ホームページを活用した議会の報告などが可能かどうか調査中です。
- 3. 議員定数** 議員必携や市議会旬報、全国議長会の報告書、県内他市への調査、全議員への2回の調査などをもとに、議席を減らすことには一致しました。しかし、18議席が妥当か、16議席が妥当かについては結論に至っていません。

議員定数（県内人口5万人以下の市との比較） ※例①…議員定数を18名とした場合 例②…議員定数が16名とした場合

市名	議員定数	人口	議員一人あたりの人口	面積	議員一人あたりの面積	議員報酬月額	議員報酬予算	市民一人あたりの負担額
菊池市	20議席	48,274人	2,414人	276.85km ²	13.8km ²	339,000円	82,728千円	1,714円
宇土市	18	36,917	2,051	74.30	4.1	346,900	75,842	2,054
人吉市	18	31,867	1,770	210.55	11.7	347,000	75,924	2,383
上天草市	16	26,432	1,652	126.94	7.9	314,000	61,584	2,330
阿蘇市	20	25,766	1,288	376.25	18.8	248,500	60,930	2,365
阿蘇市例①	18	25,766	1,431	376.25	20.9	248,500	54,966	2,133
阿蘇市例②	16	25,766	1,610	376.25	23.5	248,500	49,002	1,902
水俣市	16	24,033	1,502	163.29	10.2	306,900	76,729	3,192

議員調査結果（8月調査）

議員定数	議員全員へのアンケート調査	委員会での意見（委員長を除く）	主な意見
18名が妥当	11名	3名	議員を減らすことは地域の意見を集めにくくなり、慎重を期すべきである。他の市に比べ面積が2倍以上ある。委員会は6名3委員会が望ましい。
16名が妥当	9名	5名	人口規模が似ている上天草・水俣市も16名で委員会も的確な運営をしている。18名にしたら、次回もまた減らさないといけなくなる。

阿蘇市議会活動状況 (令和3年8月～11月)

- ◆ 8月24日
 - ・ 議会活性化特別委員会
- ◆ 8月27日
 - ・ 阿蘇市議会運営委員会
- ◆ 9月3日～9月22日
 - ・ 令和3年第3回阿蘇市議会定例会
 - ・ 阿蘇市議会全員協議会 (9月3日)
 - ・ 阿蘇市議会運営委員会 (9月17日)
- ◆ 9月8日
 - ・ 阿蘇市金婚夫婦表彰式 (議長出席)
- ◆ 10月13日
 - ・ 熊本県知事・県議会議長への
阿蘇地域の道路整備に関する要望活動
(阿蘇市町村会、阿蘇市町村議長会)
- ◆ 10月20日
 - ・ 阿蘇市戦没者追悼式出席
- ◆ 10月27日
 - ・ 議会活性化特別委員会
- ◆ 11月3日
 - ・ 「阿蘇中岳噴火に伴う緊急要望」に係る
大岡敏孝環境副大臣来庁対応
- ◆ 11月4日
 - ・ 県北市議長会連絡協議会総会
- ◆ 11月5日
 - ・ 町村議会広報研修会出席
- ◆ 11月10日
 - ・ 議会活性化特別委員会
- ◆ 11月11日
 - ・ 阿蘇市町村議長会議長・議会事務局長研修



熊本県知事・県議会議長への要望活動
(阿蘇市町村会、阿蘇市町村議長会)



阿蘇市金婚夫婦表彰式



阿蘇市戦没者追悼式

編集後記

議会では新型コロナウイルス対策が進み、出来る限りの感染対策の中で議論することが定着化してまいりました。残念なのは傍聴が中止となり、ご迷惑をおかけすることです。このため、議会活性化特別委員会では、インターネットを使った議会中継も議論しています。

今回の「かるでら」から、委員長報告を6段から4段にして、質問と答弁を簡略化し色分けすることで、読みやすくしました。また、阿蘇広域行政事務組合の決算報告を入れていきます。

この「かるでら」は、他町村に比べると、議会での議論の過程をふんだんに取り入れています。編集では、表現について時には激論となります。事実か、認識の違いかを客観的に見る力をつける必要があると感じるところです。

より分かりやすく、読みやすい広報紙にするため、編集の技を磨いていきたいと思っておりますので、今後とも指導のほどよろしくお願いいたします。

【議会広報特別委員会】

委員長	田中 弘子
副委員長	菅 敏徳
委員	大倉 幸也
	谷崎 利浩
	立石 昭夫
	甲斐 一昭
	佐藤 純一郎